

仕 様 書

1. 業務名称

大津市環境美化センターほかダイオキシン類測定分析業務

2. 業務目的

本業務は、大津市（以下「甲」という。）の有する一般廃棄物最終処分場（大田廃棄物最終処分場等）の操業に伴い発生するダイオキシン類等（コプラナーPCBを含む。以下同じ。）並びに施設周辺環境中のダイオキシン類を測定してその実態を把握することにより、一般廃棄物処理業務の一層の適正を期することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌開庁日 から 令和9年3月31日 まで

4. 測定対象施設等

(ア) 大津市環境美化センター関係

① 周辺土壌

・ 環境美化センター周辺

② 周辺環境大気

・ 環境美化センター周辺

(イ) 大田廃棄物最終処分場等関係

① 大田廃棄物最終処分場（1期+2期）

所在地 大津市大石曾東町字大田 1092

処理能力 埋立面積 41,200 m²

埋立容量 455,600 m³

浸出水処理施設 処理能力 130 m³/日（1期）、140 m³/日（2期）

処理方式 接触ぼつ気+高度処理

② 南部不燃物処分地

所在地 大津市石山内畑町字岩集り

処理能力 埋立面積 22,400 m²

埋立容量 170,000 m³

浸出水処理施設 処理能力 170 m³/日

処理方式 回転円板生物処理（脱窒素工程含）+高度処理

③ 第二南部不燃物処分地

所在地 大津市石山外畑町字千原 278 番の 1

処理能力 埋立面積 9,900 m²

埋立容量 57,000 m³

浸出水処理施設 処理能力 35 m³/日

処理方式 回転円板生物処理（脱窒素工程含）+高度処理

④ 最終処分場（中町）

所在地 大津市大石中六丁目 5-1

処理能力 埋立面積 22,000 m²

埋立容量 222,000 m³

浸出水処理施設 処理能力 200 m³/日

処理方式 回転円板生物処理+高度処理

⑤最終処分場（淀町）

所在地 大津市大石淀三丁目 18-21
 処理能力 埋立面積 49,000 m²
 埋立容量 340,300 m³
 浸出水処理施設 処理能力 380 m³/日
 処理方式 接触ばっ気処理＋高度処理

⑥周辺河川 太田川、山田川

⑦周辺地下水

5. 測定対象物、測定項目及び検体数

- 1群 1.土壌ダイオキシン類
 2群 1.環境大気ダイオキシン類
 3群 1.水質ダイオキシン類 2.pH 3.COD 4.SS
 4群 1.底質ダイオキシン類
 5群 1.飛灰処理物ダイオキシン類
 6群 1.水質ダイオキシン類 2.pH 3.電気伝導率 4.塩化物イオン
 7群 1.脱水汚泥ダイオキシン類（含有量試験）
 8群 溶出試験 25 項目（1.アルキル水銀化合物、2.水銀又はその化合物、3.カドミウム又はその化合物、4.鉛又はその化合物、5.有機燐化合物、6.六価クロム化合物、7.砒素又はその化合物、8.シアン化合物、9.PCB、10.トリクロロエチレン、11.テトラクロロエチレン、12.ジクロロメタン、13.四塩化炭素、14.1,2-ジクロロエタン、15.1,1-ジクロロエチレン、16.シス-1,2-ジクロロエチレン、17.1,1,1-トリクロロエタン、18.1,1,2-トリクロロエタン、19.1,3-ジクロロプロペン、20.チウラム、21.シマジン、22.チオベンカルブ、23.ベンゼン、24.セレン又はその化合物、25.1,4-ジオキサン）

環境美化センター	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
周辺土壌	土壌DXNs					6			6					12
周辺環境大気	環境大気DXNs					6			6					12

大田廃棄物最終処分場	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
埋立地排水 浸出水、処理水(1+2期)	水質DXNs、pH、COD、 SS			2		2		2		2				8
埋立地排水 浸出水1期	水質DXNs、pH、COD、 SS									1				1
飛灰処理物	飛灰処理物DXNs			1		1		1		1				4
地下水 地下水1期、地下水2期	水質DXNs、pH、COD、 SS					2				2				4
地下水 モニタリング井戸(上流、下流)	水質DXNs、pH、COD、 SS									2				2
周辺河川 上流⑦(水質)	水質DXNs、pH、COD、 SS			1		1		1		1				4
周辺河川 上流⑦(底質)	底質DXNs			1		1		1		1				4
周辺河川 中流⑧(水質)	水質DXNs、pH、COD、 SS									1				1
周辺河川 中流⑧(底質)	底質DXNs									1				1
周辺河川 最上流	水質DXNs、pH、COD、 SS									1				1
脱水汚泥	脱水汚泥DXNs、溶出 試験25項目									1				1

南部不燃物処分地	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
埋立地排水 浸出水、処理水	水質DXNs、pH、COD、 SS									2				2
地下水	水質DXNs、pH、COD、 SS									1				1

第二南部不燃物処分地	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
埋立地排水 浸出水、処理水	水質DXNs、pH、COD、 SS									2				2
地下水 地下水、観測井水No.1、No.2	水質DXNs、pH、COD、 SS									3				3

最終処分場(中町)	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
埋立地排水 浸出水、処理水	水質DXNs、pH、電気 伝導率、塩化物イオン									2				2
地下水	水質DXNs、pH、電気 伝導率、塩化物イオン									1				1
周辺河川 上流A・B、下流	水質DXNs、pH、電気 伝導率、塩化物イオン			3						3				6

最終処分場(淀町)	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数(計)
埋立地排水 浸出水、処理水	水質DXNs、pH、電気 伝導率、塩化物イオン									2				2
地下水	水質DXNs、pH、電気 伝導率、塩化物イオン									2				2

6. 検体採取場所

甲が指示する場所

7. 測定方法

(1) 土壌

ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課）による。

(2) 環境大気

ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局総務課大気環境課）による。

(3) 一般廃棄物最終処分場浸出水、処理水、地下水及び河川水

日本工業規格K0312（2020年）工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法による。

(4) 底質

ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課）による。

(5) 水素イオン濃度、電気伝導率、塩化物イオン

一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号、改定平成13年3月環境省告示第18号）に準ずる方法

(6) 脱水汚泥（溶出試験）

昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

8. 測定実施日

- ・受託者は契約締結後、速やかに委託者と協議の上実施計画書を提出すること。また採取日の天候等により通常の状態の水質等の採取ができないと見込まれる場合は、委託者と協議の上、日程を変更して対応しなければならない。

9. 提出物

(1) 委託契約締結時提出物

- ・特定計量証明事業者認定証（MLAP）及び計量証明事業登録証（濃度、特定濃度）の写し各1部。委託業務期間中に更新・変更等があった場合は、速やかに新しい写しを提出すること。
- ・着手届、1部
- ・調査計画書（年間計画及び調査責任者の氏名及び連絡方法）1部

(2) 測定結果

- ・業務契約履行期間内に一括一覧表（A3版及びエクセルファイル）及び分析結果をまとめ、委託業務報告書として、1部（A4版）提出すること。
- ・各分析、測定の実施ごとに、中間報告として分析結果報告書（計量証明）を試料採取後、45日以内に1部提出するものとする。
- ・周辺環境大気、土壌に係るダイオキシン類については試料採取後35日以内に分析結果の速報値を報告するものとする。
- ・ダイオキシン類に係る測定結果の表記方法は、告示及びマニュアルに従うこと。
- ・報告書には、採取作業状況の写真を添付すること。
- ・報告書には業務名・試料採取年月日・時刻・天候・気温・採取状況など必要な事項を記載すること。
- ・土壌測定結果には、採取地点、土壌性状等を記載するとともに、検体採取場所の近景、遠景写真を添付すること。

10. その他

- (1) 本業務については、再委託を禁止する。
- (2) 採取は受託者が行うものとし、採取機材、設置等に係る費用は受託者の負担とする。但し、環境大気中ダイオキシン類の採取に係る電源は本市支給とする。
- (3) 試料採取後、速やかに分析に着手すること。
- (4) 採取日の天候等により通常の状態の水質等の採取ができないと見込まれる場合は、委託者と協議の上日程を変更して対応しなければならない。
- (5) 環境大気調査の採取期間中は、最低1回以上は点検を行うものとする。
- (6) 環境基準値等を超過する値が検出される場合は、直ちに委託者に速報値として報告し、協議するとともに、必要に応じ再採取、再測定を実施するものとする。
- (7) 委託の期間中、委託者は立入による査察を行うことがあるので、受託者はこれに協力しなければならない。また、受託者が不適切な試料採取、分析を行っていると思われる場合は、改善又は再検査を指導するものとし、受託者はこれに誠実に対応しなければならない。
- (8) 支払いの方法は、業務完了後一括払いとする。